

訴 状

昭和42年8月1日

東京地方裁判所立川支部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

〒209-9999 東京都多摩市多摩科学特捜隊多摩官舎A棟204

原 告 早 田 進

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告兩名訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

〒000-0000 M78星雲

被 告 ウ ル ト ラ マ ン

〒000-0000 M78星雲

被 告 宇 宙 警 備 隊

上記代表者大隊長 ウ ル ト ラ の 父

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金550万円

ちょう用印紙額 金3万2000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金550万円及びこれに対する昭和41年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、科学特捜隊（以下、「科特隊」という）の隊員である。
- 2 本件事故の発生
 - (1) 原告は、昭和41年7月17日夜、科特隊が保有する「小型ビートル」という航空機を操縦し、哨戒任務に従事していた。
 - (2) 原告が操縦する小型ビートルが竜ヶ森上空付近に差し掛かると、原告機の正面やや上方より被告ウルトラマンの搭乗していた宇宙船（以下、「被告機」という。なおこの宇宙船は、赤い球状の外観を呈していた）が飛来し、両者は正面衝突するに至った（以下、この衝突事故を「本件事故」という）。
 - (3) 本件事故により原告機は墜落し、原告は死亡した。具体的な死亡のタイミングは不明だが、即死に近い状態だったと思われる。
 - (4) なお被告ウルトラマンは、被告宇宙警備隊の隊員であり、同隊の任務として、訴外ベムラーという怪獣を護送中であつた。しかし被告ウルトラマンはこの護送任務中に訴外ベムラーに逃走されたため、同怪獣を追って地球に飛来したものである。

護送中の怪獣に逃走されるという自身の不手際により被告ウルトラマンは相当程度焦っており、被告機に搭乗中も周囲に対する注意が散漫になる状態であつたし、スピードもかなりのものが出ていた。被告ウルトラマンは自ら飛行してもマッハ5の最高速度を出すことができ

るため、被告機はそれ以上の速度が出ていたものと考えられる（自分が出せる速度より遅い宇宙船に搭乗するということは考えにくい）。

3 責任原因

被告ウルトラマンは、マッハ5以上もの速度が出る大型の宇宙船に搭乗し、自身にとっては未知の地球という惑星に突入したのであるから、地球の空域を通行するにあっては、同空域を通行する現地人の往来に注意し、四囲の状況を注視して速度及び進行ルートを適切に決定・調整する注意義務を有していたと言える。

にもかかわらず、護送中の訴外ベムラーに逃走されるという失態を犯した被告ウルトラマンは、この失態を取り返す（あるいは糊塗する）ために、周囲の状況に注意することなく、漫然マッハ5を超える高速度を出して被告機を航行させたものであり、その結果として正面衝突という異常な態様で原告機との衝突事故を生ぜしめたものである。

被告ウルトラマンには、上記の注意義務の懈怠という過失が認められる。

4 本件事故後の原告と被告ウルトラマンの交渉状況

(1) 被告ウルトラマンは、本件事故の直後、生死の境にあった原告に対して（あるいは既に死亡していた可能性もある）、自身と命を共有することによる蘇生を持ちかけた。

(2) 以下が、その際の両者の会話の記録である。なお「被告」とは被告ウルトラマンのことである。

原告「おい、誰だ。そこにいるのは。」

（被告が登場する）

原告「君は一体、何者だ？」

被告「M78星雲の宇宙人だ」

原告「M78星雲の宇宙人？」

被告「そうだ。遠い宇宙からベムラーを宇宙の墓場へ運ぶ途中、
ベムラーに逃げられて、それを追って地球に来たんだ」

原告「ベムラー？」

被告「宇宙の平和を乱す悪魔のような怪獣だ。申し訳ないことを
したハヤタ隊員。そのかわり私の命を君にあげよう」

原告「命を？君は、どうなるんだ？」

被告「君と一心同体になるのだ。そして、地球の平和のために一
緒に戦うのだ」

(被告、原告に対して棒状のオブジェクトを投擲する)

原告「これは、何だ？」

被告「ベータカプセル。困ったときにこれを使えばいい。そうす
ると…」

原告「そうするとどうなる？」

被告「はっはっは。心配することはない」

- (3) 以上のやりとりのみで、被告ウルトラマンは原告の最終的な意思を確認せぬまま、自身の命を原告と共有させるに至った（以下、この事象を「本件生命共有」という）。

上記のやりとりで被告ウルトラマンは「ベムラーに逃げられて」と述べて任務中における自身の失態を、また「申し訳ないことをした」と述べて本件事故における自身の否を自認していたことも指摘しておく。

- (4) 本件生命共有により、原告は前記のベータカプセルを操作することによっていつでも被告ウルトラマンに「変身」することができるようになった。この「変身」により、原告の身体は被告ウルトラマ

ンの原寸大のサイズ（身長40メートル，体重3万5000トン）になり，様々な光線技等も使用できるようになるため，端的に言えば，当時日本に出現していた一群の怪獣や宇宙人と互角に戦う能力を得ることになった。

なお上記の本件生命共有によってもたらされる効果については，前記の通り被告ウルトラマンからは全く説明がなく，原告もこれを全く認識していなかった。

原告は科特隊に勤務し，怪獣や宇宙人への対処を主な業務としていたため，科特隊では手に余るような怪獣・宇宙人が出現すると，原告自身の人一倍強い責任感や義務感が災いして，必然的に自身が「変身」してこれに当たらざるを得ない状況に陥った。

なお原告は本件生命共有中の9ヶ月間でのべ40体以上の怪獣・宇宙人と戦闘し，これらを撃退している。

この状況は，被告宇宙警備隊において被告ウルトラマンの上司であった訴外ゾフィーが地球に来訪し，被告ウルトラマンと原告の本件生命共有を解消するまでの間の約9ヶ月間（本件事故日の昭和41年7月17日から訴外ゾフィーが来訪する昭和42年4月9日まで）続いていた。

5 損害

(1) 本件生命共有の状態が続いていた約9ヶ月間，原告は以下のような精神的・肉体的損害を負った。

ア 本件生命共有により，自身が「人ならざる者」に変貌してしまったことに対する精神的苦痛

イ 「人ならざる者」への変貌が周囲に知られることを怖れたために上記の苦悶を他の科特隊員や家族に打ち明けられず，孤立化することによって得る更なる精神的苦痛

ウ 被告ウルトラマンへの変身能力を得ることによって科特隊の
手に負えない怪獣・宇宙人と自ら戦わざるを得ない状況に陥り、

この戦闘によって得た種々の身体的な傷害

エ 上記戦闘では自身の生命の危険を何度も味わったため、これ
による精神的苦痛

オ また上記戦闘により自身の勤務が激務化することによっても
たらされる肉体的・精神的な疲弊

カ ウエオの状況を他の隊員や家族に打ち明けられないことによ
ってもたらされるさらなる精神的苦痛

(2) 上記の精神的・肉体的損害は期間が約9ヶ月間と長期にわたること
を鑑みても極めて強度であり、これに対する慰謝料は金500万
円を下らない。

(3) また上記慰謝料500万円の1割に当たる50万円が弁護士費用
たる損害として認められる。

6 被告ウルトラマンの責任

上記の通り自らの過失で本件事故を引き起こし、現地の住民である原告
を死亡せしめるという大失態を犯しておきながら、これを糊塗するかの
ように、自身が死亡しているか否かもはっきりわからず冷静な判断力
を欠いている原告に本件生命共有を持ちかけ、これによってもたらされ
る効果を全く説明しないまま、その意思を無視してこれを強行したウル
トラマンは、原告の自己決定権の侵害に対する故意と、本件生命共有に
よってもたらされる原告の精神的・肉体的損害に対する故意あるいは重
過失が認められるというべきである。

被告ウルトラマンには、上記の意味で原告に対する不法行為（民法7
09条）が成立する。

7 被告宇宙警備隊の責任

上記の被告ウルトラマンによる不法行為については、被告宇宙警備隊の
隊員である被告ウルトラマンがその業務中に犯したものであるため、被告
宇宙警備隊も民法715条1項に基づき使用者責任を負う。

8 結語

よって、原告は被告らに対し、連帯して、金550万円及びこれに対す
る昭和41年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払
を求めるものである。

証 拠 方 法

- | | |
|---------|---------|
| 1 甲第1号証 | DVD記録映像 |
|---------|---------|

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 2通 |
| 2 甲号証写 | 各3通 |
| 3 証拠説明書 | 3通 |
| 4 委任状 | 1通 |

以 上